

強化指定選手規定

平成31年1月24日 運営委員会規定
令和2年3月2日 競技運営委員会に名称変更

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人日本ボールルームダンス連盟（以下、「JBDF」という。）が国際的レベルの競技選手を育成、強化する強化選手の選考基準、選手の受益及び義務等を定めることを目的とする。

(強化指定選手の種類と認定基準)

第2条 強化指定選手は、全国ランキングにより、毎年度（4月1日～翌年3月31日）選考し認定する。

- 1 プロフェッショナル競技ダンス強化指定選手は下記の方法で認定する。
 - (1) A標準記録指定選手（特別強化指定選手）
JBDF全国ランキング6位以内及び、UK選手権・全英選手権・ロンドンインターナショナルダンス選手権24位以内
 - (2) B標準記録指定選手（強化指定選手）
JBDF全国ランキング12位以内
 - (3) C標準記録指定選手（強化推薦選手）
JBDF全国ランキング24位以内
- 2 アマチュア競技ダンス強化指定選手は下記の方法で認定する。
 - (1) A標準記録指定選手（特別強化指定選手）
JBDF全国ランキング3位以内
 - (2) B標準記録指定選手（強化指定選手）
JBDF全国ランキング6位以内
 - (3) C標準記録指定選手（強化推薦選手）
JBDF全国ランキング12位以内
- 3 ジュニア競技ダンス強化指定選手は下記の方法で認定する。
 - (1) 特別強化指定選手
全日本ジュニア選手権・日本インターナショナルジュニア競技会の合計ポイントの上位3位以内
 - (2) 強化指定選手
全日本ジュニア選手権・日本インターナショナルジュニア競技会の合計ポイントの上位6位以内
- 4 ジュブナイル競技ダンス強化指定選手は下記の方法で認定する。
 - (1) 特別強化指定選手
全日本ジュブナイル選手権・日本インターナショナルジュブナイル競技会の合計ポイントの上位3位以内
 - (2) 強化指定選手
全日本ジュブナイル選手権・日本インターナショナルジュブナイル競技会の合計ポイントの上位6位以内

(強化指定選手への助成)

第3条 第1条の目的を達成するため、J B D Fは次の助成を行う。

(1) 助成金の給付

(2) 世界選手権代表助成金の給付

2 助成金額については、別途競技運営委員会で決定する。

3 助成金については、本人以外は使用できない。また、給付された額を全額使用し、余剰金が出た場合は、返還しなければならない。

(全国ランキングポイント)

第4条 全国ランキングポイントは、J B D F 3 大大会終了後、別表1の合計ポイントにてランキングを付与する。なお、競技年度は、毎年1月1日～12月31日迄とする。

2 J B D F 3 大大会は、次の大会とする。

(1) 全日本選抜ダンス選手権 (春季開催)

(2) 日本インターナショナルダンス選手権 (夏季開催)

(3) J B D F 全日本プロフェッショナルダンス選手権・全日本アマチュアダンス選手権 (秋季開催)

3 J B D F 競技会であっても、各広域加盟団体及び各都府県加盟団体主催の地方競技会あるいは、他国の国内競技会の成績は考慮しない。但し J B D F が認めた国際大会、UK選手権 (英国)・全英選手権 (英国)・ロンドンインターナショナル選手権 (英国) は考慮する。

(認定)

第5条 第2条により強化指定選手に相応しい成績を収めている者で、プロフェッショナルは J B D F 会員である者、アマチュア、ジュニア及びジュブナイルは J B D F (広域加盟団体含む) 登録選手である者を競技運営委員会の審議により強化指定選手に認定する。

2 パートナーの変更、引退及びプロへの転向等の場合は、自動的に認定から除外される。

(強化指定選手登録)

第6条 強化指定選手に認定された選手は、強化指定選手登録 (任意) をしなければならない。

2 競技運営委員会は、登録が完了した者を業務執行理事会へ報告するとともに、ホームページに掲載し公表する。

3 (他団体登録) 強化指定選手として登録したアマチュア競技ダンス選手、ジュニア競技ダンス選手、ジュブナイル競技ダンス選手は、他団体に登録しても J B D F (広域加盟団体含む) に選手登録を継続したうえで、競技選手としての地位を保全される。

(登録取り消し)

第7条 競技運営委員会は、強化指定選手が第8条に反する場合、相応しくない言動及び成績を続けた場合は、強化指定選手の登録を取り消すことが出来る。登録を取り消した場合は、名簿から削除するとともに、業務執行理事会に報告する。

(強化指定選手の義務)

第8条 強化指定選手として登録した者は、以下の義務を負わなければならない。

(1) J B D F (広域加盟団体含む) 競技規定を遵守すること。

(2) J B D F 3 大大会に出場すること。

- (3) 1 競技年度内に、所属する広域加盟団体主催の選手権（J B D F 公認選手権）に、1 度は出場すること。
- (4) J B D F が行う事業のうち指定されたものについて参加し、ボールルームダンスの普及、発展に寄与すること。
- (5) 全ての選手の模範となること。
- (6) 日本ドーピング防止規定を遵守すること。
- (7) 事業年度（4月1日～翌年3月31日）末までに、所定の報告書を提出すること。

(その他)

第9条 その他本規定に定めのない事項は、競技運営委員会にて決定する。

附 則

- 1 この規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規定は、令和4年4月1日から一部改訂施行する。

[別表1]

ポイント表A 7ラウンドの場合(プロ・アマ共通)

	順位	全日本選抜	日本インター	JBDF選手権	1種目P
1	1位	60P	60P	60P	12P
2	2位	55P	55P	55P	11P
3	3位	50P	50P	50P	10P
4	4位	45P	45P	45P	9P
5	5位	40P	40P	40P	8P
6	6位	35P	35P	35P	7P
7	7位		30P		6P
8	準決勝	21P	21P	21P	4. 2P
9	準々決勝	12P	12P	12P	2. 4P
10	最終予選	8P	8P	8P	2P
11	3予選	6P	6P	6P	1. 5P
12	2予選	4P	4P	4P	1P
13	1予選	2P	2P	2P	0. 5P

ポイント表B 6ラウンドの場合(プロ・アマ共通)

9	準々決勝	12P	12P	12P	2. 4P
10	最終予選	8P	8P	8P	2P
11	2予選	4P	4P	4P	1P
12	1予選	2P	2P	2P	0. 5P

ポイント表C 5ラウンドの場合(プロ・アマ共通)

9	最終予選	8P	8P	8P	2P
10	2予選	4P	4P	4P	1P
11	1予選	2P	2P	2P	0. 5P

ポイント表D 4ラウンドの場合(プロ・アマ共通)

9	最終予選	8P	8P	8P	2P
10	1予選	2P	2P	2P	0. 5P

ジュニア・ジュブナイルポイント表

	順位	全日本(選抜併催競技会)	日本インター(併催競技会)
1	1位	60P	60P
2	2位	55P	55P
3	3位	50P	50P
4	4位	45P	45P
5	5位	40P	40P
6	6位	35P	35P
7	準決勝	21P	21P
8	最終予選	8P	8P
9	1予選	2P	2P